

平成26年度第1回 札幌市国民健康保険運営協議会の概要

1 日 時

平成26年(2014年)7月7日(月曜日) 午後6時30分～午後8時33分

2 場 所

札幌市役所 6階 1号会議室

3 出 席 者

(1) 運営協議会委員

14名のうち13名出席

(2) 事務局

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国保健康推進担当課長他

4 審議事項

議案第1号 施術費制度あり方検討会の最終報告について

ア 説明の趣旨

(説明：札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会座長武者委員)

- ・ 中間報告時の意見を踏まえ、第6回のあり方検討会、機動的に作業を進めるための2回の作業部会を経て、平成26年5月13日に開催された最後の第7回あり方検討会で報告書(案)がまとめられた。
- ・ あり方検討会では、国保広域化後も制度を継続することは困難であること、制度の目的も当初の法定療養費の補完とはいえないこと、一方、利用者の現行制度への評価も高く一定の効果も認められることから、基本的な方向性として、現行制度は廃止し、改めて新制度を検討すべきとし、スケジュールも盛り込んだ。
- ・ 報告書の内容として、「はじめに」において制度の目的や概要、制度を取り巻く環境変化を記載したが、特に一般会計からの繰入金の変現を検討した。
- ・ 「施術費制度の現状」では、支給額等がピーク時の半減以上になっている現状、施術団体へのヒアリング結果、利用者にとって評価されているといった利用者アンケート調査結果、市民アンケート調査、19政令市中12都市、道内では2都市で同様の制度があるといった他都市の状況の調査結果を整理した。
- ・ 「施術費制度の評価」では、あり方検討会及び運営協議会で出された拡大、廃止などに関する意見を整理した。
- ・ もっとも重要な部分「施術費制度の今後の方向」では、受益と負担をできるだけ一致させること、制度創設当初の目的の法定療養費の補完がある程度達成されていること、国保広域化など現在の枠組みが継続されるかどうか不透明

明であることから、現行制度は廃止が適当である、とした。

- ・一方で、多くの利用者が施術の必要性や効果を高く評価していることなどから、予防の視点などを盛り込んだ、市民の健康づくりにつながる新たな制度を検討すべきであり、またその検討の際は、国保加入者に限定せず広く市民を対象とすべきであること、市民の健康増進を目的とすべきであること、限られた予算であることを踏まえ、年齢や回数、補助額等の条件を設けるべきことを検討会としての要望とした。年齢制限等を詳細に明記すると制度の創設に支障が生じかねないので具体的には記載していない。
- ・今後のスケジュール案では、平成28年度の現行制度廃止に向け、平成27年度中に新制度を決定すべきとしている。

イ 主な質疑

Q. 施術費と療養費の違いとされているあんま、マッサージ、指圧は大きく分けたらマッサージの範疇に入るのではないか。

A. あんまとマッサージは資格も一緒であり、やっている施術もかなり近い。

Q. 施術費を療養費に一本化し、療養費でも医療との併用も認めることは可能か。

A. 施術費は札幌市の独自制度だが、療養費は国の制度であるため、札幌市だけで特別なことはできない。

ウ. 主な意見

- ・受益と負担の不公平感を、給付を受けている人たちの排除ではなく国保以外の人も含めて水準を引き上げることで不公平感を解消すべきで、新たな制度についてももう少し踏み込んで方向を示すべき。
- ・予防ということは非常に良いが、よほどうまく制度を作らなければ、財源のばらまきになり効果もない。
- ・施術費は年々減少し療養費に代わっており、また施術費を廃止しても療養費でカバーできるので、廃止後の新しい制度は必要ではない。

エ 協議結果

- ・あり方検討会の報告書（案）のとおり、報告書を決定した。

5 報告事項

報告第1号 医療費適正化計画について

報告第2号 平成26年度収納対策基本方針について

報告第3号 札幌市国民健康保険条例等の一部改正（限度額等）について

報告第4号 「札幌市国保加入者キャンペーン」について